経済産業省/一般財団法人日本情報経済社会推進協会共催セミナー

# 自由で公正な情報の流通及び利活用と個人情報の保護

~越境移転を促進する仕組みとしてのAPEC CBPRシステム~

平成30年5月31日

#### 講演

# 「我が国におけるAPEC CBPRシステム -国内認証機関からのご案内-1

一般財団法人日本情報経済社会推進協会(JIPDEC) 常務理事 坂下 哲也



経済産業省/ 一般財団法人日本情報経済社会推進協会 共催 セ ミ ナー資料

## 我が国におけるAPEC CBPRシステム 〜国内認証機関からのご案内〜

2018年5月31日 APEC CBPR認証機関 一般財団法人日本情報経済社会推進協会 認定個人情報保護団体事務局 nintei@tower.jipdec.or.jp

#### 認定個人情報保護団体の役割



- 日本では、個人情報保護法の遵守について、官民の連携によって推進。
  - ▶ 当協会は、認定個人情報保護団体の認定を2005年に受け、活動を推進。 (対象事業者数 約11000社(2018年5月現在))
    - 当協会が運営する個人情報保護にかかる第三者認証制度(プライバシーマーク制度及びAPEC CBPRシステム)の取得事業者
  - ▶ 指針の作成
    - マルチステークホルダー形式の審議体を設置し、作成・公開。
    - 苦情相談・事故等の対応
      - 苦情相談対応
        - » 月間100から200件の電話やメールによる相談。
      - 消費生活アドバイザー、消費生活相談員の資格を有する職員6名体制で対応。



## CBPRシステムとは

2

#### APEC(アジア太平洋経済協力機構)の取り組み



- APECプライバシーフレームワーク(2004年10月29日採択)
  - ➤ APEC加盟エコノミーにおける整合性のある個人情報保護への取組を促進し、情報流通に対する不要な障害を取り除くことを目的として制定。
- CPEA (越境執行協力協定) (2009年11月)
  - エコノミー内での情報の取得と管理について、国内の法規や指針を対象に参加国で対応。
  - ▶ 参加国は豪州、ニュージーランド、米国、香港、カナダ、日本、韓国、メキシコ、シンガポール (監視・監督体制が主務大臣制から個人情報保護委員会へ一元化)。
    - 事案照会・共同調査・執行活動等のプライバシー保護法の執行に係るプライバシー執行機関間の有効な越境的協力。
- **CBPR (越境個人情報保護ルール)** (2011年11月)
  - それを運用するための仕組みとして、CBPRシステム(APEC越境プライバシールールシステム; APEC Cross Border Privacy Rules System (CBPR)) を構築
  - 米国、メキシコ、日本、カナダ、韓国、シンガポールが参加
    - CPEAに参加しているエコノミーの中で、CBPRへの参加を申請し承認を受けたエコノミーで運用。少なくともAAを一機関を有することが必要。
      - 米: TrustArc、日本: JIPDEC



3

#### APEC CBPRの認証取得状況



- 当協会は、2016年1月にAA(認証機関)として認定。
- 日本国内では2社認証を取得
  - ▶ インタセクト・コミュニケーションズ社(2016年12月取得)
  - ➤ GMOグローバルサイン社(2018年5月取得)
- 関心は高く企業からの相談は多い。
  - ▶ 認証取得を考えている事業者のニーズ
    - APEC域内へデータ処理等を発注しているため。
    - APEC域内の消費者や従業員からの信頼性向上のため。
    - 域外移転対応のため、など。
- APEC CBPR認証のポイント
  - ▶ 企業の自己申告を評価
  - ▶ モニタリングで企業の活動を確認
- 今後の期待
  - ➤ AAとしての参加国の増加
  - ➤ AA同士の連携によるAPEC域内のデータ保護の充実

JiPDGC

# 認証を取得するためには

#### CBPRの認証審査の概要



■ 審査は、APEC域内のエコノミー間で個人情報の移転を行っている事業者の移転する個人情報の取扱いが、APECの原則に従っているかについて審査を行います。

	審査手順	内容	担当
資格審査		<ul><li>① 申請書に記載された事業者が、認定個人情報保護団体の対象事業者か否が確認</li><li>② 必要項目の記載確認</li></ul>	CBPR 審査業務室
文書審査	ヒアリング	① 事業者が申請するデータ域外移転の対象業務・サービスの説明 ② 事前質問書の記載を確認し、エビデンス等の不足を確認・依頼	審査員
	審査	<ul><li>事前質問書の根拠確認</li><li>個人情報が取得される際に本人になされるプライバシーおよびデータ保護の説明を尊重する内容となっているか確認</li><li>上記の対外的な文書の英文表記の確認</li></ul>	
現地審査	審査	① 申請された手順の確認 (主に事前質問書の「質問26から35(情報セキュリティ関連)」が対象)	
審査会	報告書作成・説明	① 審査結果を取りまとめ、審査会に諮る報告書を作成 ② 審査会で審査結果を報告	
	審議・適合判定	① 審査結果の報告に基づき、CBPRの適合性を審議し、適否を判定	審査委員

6

## CBPRの認証審査の申請書など(1)



#### CBPR認証申請書

APEC越境プライバシールールシステム 事前質問書

	CBPR 認証申請書			
一般財団法人日本情報経済社会推	建混合 歌			
当社は、CBPR 税証書書に	関する約款に承諾した上、CBPR 認証	を申請しま	ţ.	
	申請日(西羅)	#	Я	В
71) ##				
事業者の名称	-ルールシステム事前質問書と同一であること	)		
事業者の名称 英語名称 (AFZO 起情ブライバシー ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	ルールシステム事業質問書と同一であること	)		-
事業者の名称 英語名称(AFEO 起電ブライバシー	ルールシステム事業質問書と同一であること	)		_
事業者の名称 英語名称 (AFZO 起情ブライバシー 事業者の法人参号 事業者の所在地 (日本園内にお)	ルールシステム事業質問書と同一であること	)		
事業者の名称 英語名称 (AFZO 超度ブライバシー 英語名称 (AFZO 超度ブライバシー 事業者の法人番号 事業者の所在地 (日本園内にお) 〒	ルールシステム事業質問書と同一であること	)		



https://www.jipdec.or.jp/sp/protection\_org/cbpr/application.html

#### CBPRの認証審査の申請書など(2)

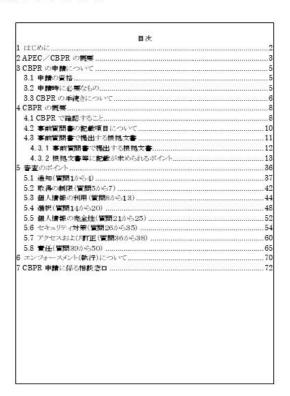


#### APEC/CBPR認証申請ガイドブック

APEC/CBPR 認証 申請ガイドブック

平成 28年 6月

一般財団法人日本情報経済社会推進協会



https://www.jipdec.or.jp/sp/protection\_org/cbpr/application.html

8

#### CBPRの認証の申請から登録までの手続き(1)



■ 申請が可能な事業者

CBPR認証の申請が可能な事業者は、認定個人情報保護団体であるJIPDECの「**対象事業者**」です。

なお、JIPDECの対象事業者になるには、以下のいずれかの事業者である必要があります。

- ➤ JIPDECが運営する個人情報保護にかかる認証制度において認証等を受けた 事業者
- ➤ 電子情報の保護と利活用の推進のためJIPDEC内に組織する事業プログラム 制度の会員
  - gコンテンツ流通推進協議会
  - 次世代パーソナルサービス推進コンソーシアム
  - アイデンティティ連携トラストフレームワーク推進コンソーシアム
  - 次世代電子情報利活用フォーラム

## CBPRの認証の申請から登録までの手続き(2)



- 申請から登録までの手続き
  - > 手順として、①申請、②事前確認、③審査 (文書、現地) 、④審査会、⑤契約、⑥登録 となります。

手順	申請者の主な提出物	認定個人情報保護団体事務局の対応		
申請	<ol> <li>CBPR認証申請書</li> <li>事前質問書</li> <li>事前質問書の回答内容が確認できる申請事業者の規程類など</li> </ol>	1. 書類の確認 2. CBPR規程の順守に関する確認 3. 申請申込書受付		
事前確認       (追加の資料)         審査 (文書)       1. 規定類 (和・英文)         2. 対外公表文書 (和・英文)       3. 審査に必要な内規他 (和文)		1. ヒアリング:提出いただいた書類、越境個人情報を取り扱う業務などの確認     2. 審査料の見積・請求     1. 文書審査		
審査会		1. CBPR認証審査会を開催し、認証可否を決定		
結果の通知		1. 審査結果の通知 2. 認証管理料の請求		
認証管理 開始		1. 認証書の発行 2. 認証管理開始		
登録・公表		1. CBPR認証取得事業者として登録・公表 2. CBPR認証取得事業者としてAPECに通知		

10



# 認証を受けた後は

#### 認証後について



- CBPRの認証は、**1年毎の更新**(APECでは「再認証」という)になります。
- AA(JIPDEC)は、CBPRシステムの認証プロセスである自己評価の審査に対して責任をもち、認証を受けた事業者の**登録及び公表**を行います。
- 事業者は、AAの<u>モニタリング</u>により、取り扱う個人情報の変更がないかなどの確認を受けます(事業者が変更届を提出する場合も含みます)。
- AAは、事業者に対する消費者等からの**苦情を受け付けて、必要に応じ** 他のAAと連携して処理を行います。
- 事業者は、モニタリングや苦情処理の結果によっては、**追加の調査や改 善指導など**を受ける場合があります。

12

#### 【参考】AAの対応



	『公表	『取り消し』		・CBPR認証の申請事項に虚偽の記載があった場合 ・注意、改善指導等の回答期限を過ぎても改善されない場合 ・故意または重大な過失による個人情報の取扱い事件や事故があった場合 ・その他、当会が認証を取り消すべきだと判断した場合	特別
改盖	ĵ	『一時停止』	重大	・故意または重大な過失による個人情報の取扱い事件や事故のおそれがある場合 ・注意、改善指導等の回答期限を過ぎても改善されない場合 ・その他、当会が認証を一時停止すべきだと判断した場合	特別審査
改善の猶予期間あり		改善指導 (勧告)		・中規模な個人情報の取扱い事件や事故があった場合 ・注意等による回答期限を過ぎても改善されない場合 ・その他、当会が判断した場合	
b	非公開	注意	軽微	・小規模または軽微な個人情報の取扱い事件や事故があった場合 ・その他、当会が判断した場合	調査・依頼
		モニタ リング	状況確認	・CBPR認証事業者のWebサイト等における公表事項の査読 ・ニュースや記事等における公表事項の査読	不具

『赤太文字』: AAの義務 ※この他に、関係監督官庁への通知(連携)。

13



# 認証にかかる費用は?

14

## CBPRの認証に係る費用



- 審査料
  - 審査料は、審査に係る実費のみを頂きます。
  - ▶ 更新は1年ごとです。

くモデル審査料について>

(単位:円 消費税別)

モデル審査料	モデル審査期間
664,657	4週間

上記モデル審査料において想定する事業者規模

- 資本金3億円以上で、かつ従業員301人以上のサービス業
- APEC域内に向けてネット通販を行っていて、顧客データを日本国内に移転している
- 認証管理料
  - ➤ CBPR認証事業者の認証期間中に行う管理に関する費用です。

(単位:円 消費税別)

CBPR認証事業者の総売上高 (決算ベース)	1年間の認証管理料	
100億円以上	1,000,000	
50億円以上~100億円未満	500,000 300,000	
10億円以上~50億円未満		
1億円以上~10億円未満	150,000	
1億円未満	75,000	

15

#### CBPRの申請・相談窓口



#### ■ CBPRの申請窓口

〒106-0032

東京都港区六本木一丁目9番9号 六本木ファーストビル内

一般財団法人日本情報経済社会推進協会(JIPDEC)

認定個人情報保護団体事務局

CBPR認証業務グループ

- E-mail nintei-ing@tower.jipdec.or.jp
- Web https://www.jipdec.or.jp/protection\_org/index.html
- CBPRの申請を検討中の事業者の方からの個別相談に応じています。

上記窓口に、お気軽に御連絡下さい。

16

## よくある質問



- プライバシーマークの審査と同時に審査ができますか。
  - ▶ プライバシーマークは民間の認証であり、APEC CBPRはCPEA(越境執行協力協定)に基づく認証であるため、同時審査はできません。
  - ▶ 審査に必要な書類が、民間の認証側ですでにそろっていることが多いため、速やかに審査を行うことが可能です。
- 他国で認証を受けた場合、日本で効力がありますか。
  - ▶ EUのように、域内の制度を一本化しているものと異なり、APEC CBPRは各国の主権の下での認証になっていますので、AAが設置されている国ごとで認証を得る必要があります。



# 申請をお待ちしております。 ありがとうございました。